

V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類等

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	科 目	平成21年度末 (平成22年3月31日現在)	平成22年度末 (平成23年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
現金及び預貯金	1,349	3,401	保険契約準備金	1,237	2,624
預貯金	1,349	3,401	支払備金	302	750
有価証券	52	74	責任準備金	935	1,873
社債	52	52	その他負債	2,518	3,322
その他の証券	—	22	再保険借	820	1,616
有形固定資産	271	301	未払法人税等	7	19
建物	15	40	未払金	514	471
リース資産	222	184	仮受金	640	655
その他の 有形固定資産	34	77	リース債務	534	534
無形固定資産	2,111	2,234	資産除去債務	—	24
ソフトウェア	1,611	1,771	その他の負債	0	0
リース資産	339	336	再保険手数料引当金	—	275
その他の 無形固定資産	160	126	価格変動準備金	0	0
その他資産	4,856	8,905	繰延税金負債	0	1
再保険貸	450	1,252	負債の部合計	3,757	6,223
未収金	1,003	1,316	純資産の部		
預託金	62	134	資本金	3,050	5,550
仮払金	182	485	資本剰余金	2,950	5,450
保険業法第113条 繰延資産	3,157	5,715	資本準備金	2,950	5,450
その他の資産	0	0	利益剰余金	△ 1,118	△ 2,307
資産の部合計	8,640	14,918	その他利益剰余金	△ 1,118	△ 2,307
			繰越利益剰余金	△ 1,118	△ 2,307
			株主資本合計	4,881	8,692
			その他有価証券 評価差額金	1	1
			評価・換算差額等合計	1	1
			純資産の部合計	4,883	8,694
			負債及び 純資産の部合計	8,640	14,918

V 直近の2事業年度における財産の状況

(貸借対照表の注記)

01. その他有価証券のうち時価のあるものは、期末日の市場価格等による時価法によっております。
 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
02. 有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。
 有形固定資産（リース資産を除く）・・・ 定率法
 リース資産 …… 定額法
03. 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
04. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
05. 再保険手数料引当金は、再保険手数料の精算に備えるため、比例再保険特約の定めに基づき計上しております。
06. 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
07. 保険業法第113条繰延資産の償却は定款の規定に基づき行っております。
08. 有形固定資産の減価償却累計額は131百万円であります。
09. 関係会社に対する金銭債権の総額は1,316百万円、金銭債務の総額は1,684百万円であります。
10. 繰延税金資産の総額は2,903百万円、繰延税金負債の総額は2,075百万円であります。
 また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は828百万円であります。
 繰延税金資産の主な原因別の内訳は税務上の繰越欠損金2,682百万円であります。
 繰延税金負債の主な原因は保険業法第113条繰延資産2,069百万円であります。
11. 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、経常損益は3百万円減少し、税引前当期純損益は9百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は24百万円であります。
12. (1) 金融商品の状況に関する事項
 資金運用については預貯金を中心に運用を行っております。
 有価証券は、その他有価証券の債券及び組合出資金であり、発行体の信用リスク及び市場価格等の変動リスクに晒されております。
 未収金は、営業債権であり、信用リスクに晒されております。再保険貸及び再保険借は、再保険に伴う債権債務であります。
 ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注2)参照）。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 預貯金	3,401	3,401	—
② 有価証券			
その他有価証券	52	52	—
③ 再保険貸	1,252	1,252	—
④ 未収金	1,316	1,316	—
資産計	6,023	6,023	—
① 再保険借	1,616	1,616	—
② リース債務	534	544	△ 10
負債計	2,150	2,160	△ 10

(注1) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預貯金、③ 再保険貸、④ 未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

時価については、期末日の市場価格等によっております。

【負債】

① 再保険借

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② リース債務

時価については、リース料の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「② 有価証券」には含めておりません。組合出資金（貸借対照表計上額22百万円）については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

13. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	2,480 百万円
同上に係る出再支払備金	1,736 百万円
<hr/>	
差引 (イ)	744 百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金 (口)	6 百万円
<hr/>	
計 (イ+口)	750 百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	5,704 百万円
同上に係る出再責任準備金	3,993 百万円
<hr/>	
差引 (イ)	1,711 百万円
その他の責任準備金 (口)	162 百万円
<hr/>	
計 (イ+口)	1,873 百万円

14. 1株当たり純資産額は30,871円10銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額は8,694百万円、普通株式の期末株式数は281千株であります。

15. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

16. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	平成21年度	平成22年度
	(平成21年4月1日～平成22年3月31日)	(平成22年4月1日～平成23年3月31日)
経常収益	1,431	3,039
保険引受収益	1,428	3,032
正味収入保険料	1,428	3,031
積立保険料等運用益	0	0
資産運用収益	1	2
利息及び配当金収入	1	3
積立保険料等運用益振替	△ 0	△ 0
その他経常収益	1	4
経常費用	1,900	4,213
保険引受費用	1,112	3,212
正味支払保険金	520	1,633
損害調査費	385	1,204
諸手数料及び集金費	△ 676	△ 1,013
支払備金繰入額	252	448
責任準備金繰入額	630	938
資産運用費用	—	2
営業費及び一般管理費	2,603	3,509
その他経常費用	469	998
支払利息	7	27
保険業法第113条繰延資産償却費	451	952
株式交付費	11	17
その他の経常費用	0	0
保険業法第113条繰延額	△ 2,285	△ 3,509
経常損失	468	1,174
特別損失	0	7
固定資産処分損	—	2
減損損失	0	0
価格変動準備金繰入額	0	0
その他特別損失	—	5
税引前当期純損失	468	1,181
法人税及び住民税	1	7
法人税等調整額	△ 59	—
法人税等合計	△ 58	7
当期純損失	410	1,189

(損益計算書の注記)

01. 関係会社との取引による収益の総額は△7,048百万円、費用の総額は△4,506百万円であります。

02. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	10,082 百万円
支払再保険料	7,050 百万円
差引	3,031 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料	355 百万円
出再保険手数料	1,368 百万円
差引	△ 1,013 百万円

(5) 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	2,850 百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	1,995 百万円
差引 (イ)	855 百万円
その他の責任準備金繰入額 (ロ)	82 百万円
計 (イ) + (ロ)	938 百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	5,410 百万円
回収再保険金	3,776 百万円
差引	1,633 百万円

(4) 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	1,488 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	1,041 百万円
差引 (イ)	446 百万円
自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額 (ロ)	2 百万円
計 (イ) + (ロ)	448 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	1 百万円
有価証券利息・配当金	2 百万円
計	3 百万円

03. 当事業年度末に、当事業年度まで出再の比例再保険を終了しております。

04. 1株当たり当期純損失の額は4,570円26銭であります。算定上の基礎である当期純損失は1,189百万円でありその全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は260千株であります。潜在株式調整後1株当たり当期純利益の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

05. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	SBIホールディングス 株式会社	(被所有) 直接 65.5%	役員・従業員の 出向元事業所の貸主	広告宣伝費	503	差入保証金	64
				従業員給与	223	未払金	61
				増資	3,329	—	—
				出再保険料	7,048	再保険借	1,971
その他の 関係会社	あいおいニッセイ 同和損害保険株式会社	(被所有) 直接 33.4%	役員・従業員の 出向元再保険取引	出再保険手数料	1,644	再保険借	△ 355
				出再保険金	3,776	再保険貸	1,252
				増資	1,670	—	—

(2) 兄弟会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
その他の 関係会社の 子会社	CSデスク株式会社	なし	業務委託先	業務委託費等	818	未払金	105
親会社の 子会社	SBIリース株式会社	なし	リース取引先	機械設備等の リース	94	リース資産 リース債務	520 534
				ソフトウェアの開発	180	未払金	9
	SBIマーケティング 株式会社	なし	業務委託先	業務委託費	15	—	—
				広告宣伝費	171	前渡金 未払金	3 42

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・不動産賃借については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定された家主に支払う賃借料及び敷金金額を基礎として、弊社使用割合に応じて決定しております。
- ・サービスの提供及び資産の購入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

06. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	平成21年度	平成22年度
		(平成21年4月1日~平成22年3月31日)	(平成22年4月1日~平成23年3月31日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		△ 468	△ 1,181
減価償却費		151	571
減損損失		0	0
株式交付費		11	17
保険業法第 113 条繰延資産の増減額 (△は増加)		△ 1,834	△ 2,557
支払備金の増減額 (△は減少)		252	448
責任準備金の増減額 (△は減少)		630	938
再保険手数料引当金の増減額 (△は減少)		-	275
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		0	0
利息及び配当金収入		△ 1	△ 3
支払利息		7	27
有形固定資産関係損益 (△は益)		-	2
再保険貸の増減額 (△は増加)		-	△ 802
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 1,165	△ 616
再保険借の増減額 (△は減少)		-	795
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		1,236	48
その他		-	8
	小 計	△ 1,181	△ 2,026
利息及び配当金の受取額		1	3
利息の支払額		△ 7	△ 27
法人税等の支払額		△ 1	△ 1
	営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,188	△ 2,052
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△ 50	△ 25
	資産運用活動計	△ 50	△ 25
	(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 1,238)	(△ 2,077)
有形固定資産の取得による支出		△ 76	△ 87
無形固定資産の取得による支出		△ 1,645	△ 578
預託金の差入による支出		-	△ 77
預託金の回収による収入		-	4
その他		△ 9	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,781	△ 764
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		2,988	4,982
リース債務の返済による支出		△ 25	△ 113
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,963	4,868
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
		-	-
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)			
		△ 5	2,052
VI 現金及び現金同等物期首残高			
		1,354	1,349
VII 現金及び現金同等物期末残高			
		1,349	3,401

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

01. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(平成23年3月31日現在)
現金及び預貯金	3,401 百万円
現金及び現金同等物	3,401 百万円

02. 営業活動によるキャッシュ・フローの「再保険貸の増減額(△は増加)」及び「再保険借の増減額(△は減少)」は、前事業年度はそれぞれ「その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)」及び「その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。なお、前事業年度の「その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)」に含まれている「再保険貸の増減額(△は増加)」は△352百万円、「その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)」に含まれている「再保険借の増減額(△は減少)」は524百万円であります。

03. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

04. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 損失処理の状況及び諸指標

(単位:百万円)

区 分	年 度	平成21年度	平成22年度
当期末処理損失		410	1,189
損失処理額		—	—
次期繰越損失		410	1,189
利益金に関する 諸指標	一株当たり配当額	—円—銭	—円—銭
	一株当たり当期純損失	4,004円24銭	4,570円26銭
	配当性向	—%	—%

(注)1株当たり当期純損失は[当期純損失÷期中平均株数]により算出しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

5. 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	平成21年度	平成22年度		平成21年度	平成22年度
株主資本			株主資本合計		
資本金			前期末残高	2,292	4,881
前期末残高	1,550	3,050	当期変動額		
当期変動額			新株の発行	3,000	5,000
新株の発行	1,500	2,500	当期純損失	410	1,189
当期変動額合計	1,500	2,500	当期変動額合計	2,589	3,810
当期末残高	3,050	5,550	当期末残高	4,881	8,692
資本剰余金			評価・換算差額等		
資本準備金			その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,450	2,950	前期末残高	—	1
当期変動額			当期変動額		
新株の発行	1,500	2,500	株主資本以外の項目の		
当期変動額合計	1,500	2,500	当期変動額（純額）	1	0
当期末残高	2,950	5,450	当期変動額合計	1	0
資本剰余金合計			当期末残高	1	1
前期末残高	1,450	2,950	評価・換算差額等合計		
当期変動額			前期末残高	—	1
新株の発行	1,500	2,500	当期変動額		
当期変動額合計	1,500	2,500	株主資本以外の項目の		
当期末残高	2,950	5,450	当期変動額（純額）	1	0
利益剰余金			当期変動額合計	1	0
その他利益剰余金			当期末残高	1	1
繰越利益剰余金			純資産合計		
前期末残高	△ 707	△ 1,118	前期末残高	2,292	4,883
当期変動額			当期変動額		
当期純損失	410	1,189	新株の発行	3,000	5,000
当期変動額合計	△ 410	△ 1,189	当期純損失	410	1,189
当期末残高	△ 1,118	△ 2,307	株主資本以外の項目の		
利益剰余金合計			当期変動額（純額）	1	0
前期末残高	△ 707	△ 1,118	当期変動額合計	2,591	3,811
当期変動額			当期末残高	4,883	8,694
当期純損失	410	1,189			
当期変動額合計	△ 410	△ 1,189			
当期末残高	△ 1,118	△ 2,307			

右表へ続く▶

(株主資本等変動計算書の注記)

01. 発行済株式の種類及び総数

(単位:千株)

種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	139	142	—	281

02. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 リスク管理債権

1. 破綻先債権	該当ありません。
2. 延滞債権	該当ありません。
3. 3ヵ月以上延滞債権	該当ありません。
4. 貸付条件緩和債権	該当ありません。

3 債務者区分に基づいて区分された債権

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	該当ありません。
2. 危険債権	該当ありません。
3. 要管理債権	該当ありません。
4. 正常債権	該当ありません。

4 ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	平成21年度末	平成22年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,784	3,125
資本金又は基金等 (純資産の部の合計額から社外流出予定額、 評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額)	1,723	2,977
価格変動準備金	0	0
危険準備金	—	—
異常危険準備金	58	145
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90% (評価損の場合は100%)	2	2
土地の含み損益×85% (評価損の場合は100%)	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
意図的保有による控除額	—	—
その他	—	—
(B) リスクの合計額 $[\sqrt{\{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3)^2\}}+R_4+R_5]$	102	256
一般保険リスク (R ₁)	66	173
第三分野保険の保険リスク (R ₆)	—	—
予定利率リスク (R ₂)	—	—
資産運用リスク (R ₃)	53	122
経営管理リスク (R ₄)	3	9
巨大災害リスク (R ₅)	13	33
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$	3,478.8%	2,440.7%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

V 直近の2事業年度における財産の状況

【ソルベンシー・マージン比率】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

【通常の予測を超える危険】 次の①～⑤の危険の総額

- ① 保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）
：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ② 予定利率上の危険（予定利率リスク）
：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険（資産運用リスク）
：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険（経営管理リスク）
：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）
：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

【損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力】

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

平成23年度末（平成24年3月31日）から適用される新基準による数値

（単位：百万円）

項 目	平成22年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額	3,125
資本金又は基金等（純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額）	2,977
価格変動準備金	0
危険準備金	—
異常危険準備金	145
一般貸倒引当金	—
その他有価証券の評価差額×90%（評価損の場合は100%）	2
土地の含み損益×85%（評価損の場合は100%）	—
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
意図的保有による控除額	—
その他	—
(B) リスクの合計額 $[\sqrt{\{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3)^2\}}+R_4+R_5]$	355
一般保険リスク（ R_1 ）	281
第三分野保険の保険リスク（ R_6 ）	—
予定利率リスク（ R_2 ）	—
資産運用リスク（ R_3 ）	125
経営管理リスク（ R_4 ）	13
巨大災害リスク（ R_5 ）	33
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/\{(B) \times 1/2\}] \times 100$	1,760.8%

ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、平成23年度末(平成24年3月31日)から新基準(注)が適用されます。適用開始までの間、新基準に基づいて算出したソルベンシー・マージン比率を参考表示します。なお、新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(注)「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号(平成24年3月31日から適用)の改定内容を反映したものです。

5 時価情報等

1. 有価証券

① 売買目的有価証券 該当ありません。

② 満期保有目的の債権で時価のあるもの 該当ありません。

③ その他有価証券で時価のあるもの

<平成22年度>

(単位:百万円)

区分	年度	平成22年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	50	52	2
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	50	52	2
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	22	22	—
	小計	22	22	—
合計		72	74	2

(注)組合出資金(貸借対照表計上額22百万円)については、組合財産が時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしていません。

<平成21年度>

(単位:百万円)

区分	年度	平成21年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	50	52	2
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	50	52	2
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	—	—	—
	株式	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		50	52	2

④ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 該当ありません。

V 直近の2事業年度における財産の状況

2. 金銭の信託	該当ありません。
3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）	該当ありません。
4. 保険業法に規定する金融等のデリバティブ取引	該当ありません。
5. 先物外国為替取引	該当ありません。
6. 有価証券関連デリバティブ取引（(7)に掲げるものを除く。）	該当ありません。
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引	該当ありません。

6 監査法人による監査の状況

弊社は、「会社法」第436条第2項第1号の規定に基づき、SBI損害保険株式会社の貸借対照表、損益計算書、および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

7 当社及びその子会社等の概況

該当ありません。

確 認 書

平成 23 年 5 月 27 日

SBI 損害保険株式会社
代表取締役社長
城戸 博雅

私は、当社の平成 22 年度の財務諸表に記載された事項が適正であり、当該財務諸表作成に係る内部監査が有効であることを以下のとおり確認しております。

記

当社は、財務諸表の作成に当たり、体制の構築と、有効に機能する環境を整備しており、以下のとおり適正に機能していることを確認いたしました。

- ① 財務諸表の作成に当たって、業務分担と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切に業務を遂行する体制が整備されていること。
- ② 内部監査部門により、各所管部署における業務を遂行する体制の適切性・有効性が検証され、重要な事項については、経営者へ報告される体制が整備されていること。
- ③ 会計監査人の監査を受け、監査対象となる会計部分の記載内容に関し重要な指摘事項がないこと。
- ④ 当社の重要な情報が、取締役会等へ適切に付議・報告されていること。

以上

損害保険用語の解説

主な損害保険用語の解説(五十音順)

あ行

【異常危険準備金】

異常災害による損害のてん補に充てるために保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【逸失利益】

事故などにより被保険者が死亡または後遺障害により働けなくなった結果、その事故がなければ得られたであろう経済的利益のことです。

【受再】

ほかの保険会社からの「再保険」を引き受けることをいいます。

か行

【価格変動準備金】

保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【危険準備金】

保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて保険会社が積み立てる準備金をいいます。

【記名被保険者】

自動車保険において、ご契約のお車を主に運転する方で、契約時に記名被保険者として指定された方を指します。

【クーリングオフ】

契約の申し込み後であっても、契約の申し込みの撤回または契約の解除ができる制度のことです。

保険期間が1年以内の保険契約はクーリングオフ対象外となります。なお、弊社において1年超の保険は取扱がありません。

【契約者配当金】

積立保険において積立部分の実際の運用利回りが予定利率を超えた場合、満期時に契約者に支払われる金額です。

なお、弊社において積立保険は取扱がありません。

【契約者配当準備金】

積立保険の契約者配当金を満期時に支払うために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

なお、弊社において積立保険は取扱がありません。

【後遺障害】

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

【交通事故証明書】

警察に事故の届けをしている場合に自動車安全運転センターに申請すると交付される書類で、事故の日時・場所、事故の当事者の氏名や車両、事故類型が記載されています。

さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分をほかの保険会社に転嫁することをいいます。

【再保険プール】

保険責任の分散・平準化を効率的に図るために共同で行なう再保険のことをいいます。

プールに参加した保険会社は、保険契約をプールへ出再し、かつ、所定の配分割合分を受再していることとなります。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称しています。

【指定紛争解決機関】

2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関をいいます。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。そんぽADRセンター（損害保険紛争解決サポートセンター）は、保険業法に基づく指定紛争解決機関であり、(社)日本損害保険協内に設置された、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争に対応するための専門組織です。

【自賠責保険】

自動車損害賠償保障法によって自動車を使用する際に加入が義務づけられている保険で、人身事故における被害者救済を目的とした強制保険です。なお、正式名称は自動車損害賠償責任保険です。

【支払備金】

既に発生した保険事故について、その保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【出再】

ほかの保険会社に「再保険」を引き受けてもらうことをいいます。

【責任準備金】

将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことをいいます。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算出団体です。自動車保険、火災保険および傷害保険等の参考純率ならびに自賠責保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

た行

【第三分野保険】

第一分野（生命保険）、第二分野（損害保険）のいずれにも属さない医療保険や介護保険などを指します。なお、弊社において第三分野保険は取扱がありません。

【大数の法則】

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といえます。個人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【同居の子供の年齢条件に関する特約】

弊社の自動車保険における特約で、年齢条件とは別に同居の子供の年齢条件を低く定めることができる特約です。

【特約再保険】

あらかじめ出再する条件を定めておき、その条件を満たす保険契約をすべて出再する形態の再保険のことをいいます。

な行

【ノンフリート等級】

保険の対象となる自動車の所有台数が9台以下の保険契約に対して適用される割増・割引率の等級（1～20等級）のことをいいます。

損害保険用語の解説

は行

【払戻積立金】

積立保険および満期時に一定の条件で保険料を返還する保険において満期返れい金または保険料の払い戻し等に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、弊社においてこれに該当する保険は取扱がありません。

【普通責任準備金】

一般の保険において決算時から保険終期までの期間の保険金支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【保険期間】

補償の対象となる期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については保険金をお支払いしません。

【保険業法】

保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、生活の安定および経済の健全な発展に資することを目的とする法律です。

【保険金】

保険事故による損害または傷害に対して保険会社が被保険者等に支払うお金のことをいいます。

【保険金額】

契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。ここには、日本国内で損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払責任を果たすために、保険会社が積み立てる準備金のことをいい、支払備金、責任準備金があります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

【保険料積立金】

保険期間が長期の第三分野保険および積立保険において将来の保険金等の支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、弊社において第三分野保険および積立保険は取扱がありません。

ま行

【元受契約】

保険会社が保険契約者から直接引き受けた保険契約のことをいいます。

【元受保険料】

元受契約によって領収する保険料のことをいいます。出再する前の保険料であることを明示する場合に用いる用語です。



SBI損害保険 株式会社

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F 〒106-6018

TEL 03-6229-0060 (代表)

www.sbisonpo.co.jp